

2023年4月21日

柚木 道義

「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律案」に対する趣旨説明質疑

立憲民主党の柚木道義です。会派を代表してただいま議題になりました内閣提出法案、日本語教育機関認定法案について質問致します。また前段喫緊の課題についても質問致します。

●天下り改革（松野官房長官）

「防衛費」や「異次元の少子化対策」財源として国民負担増が検討されているが、コロナ禍や物価高で生活困窮している国民に負担を強いる前に、自民党政権に戻って完全復活している天下りの改革などの歳出削減こそ真っ先に断行すべきではないか。

国土交通省 OB の天下り問題が発覚し、現在、立憲民主党において天下り実態調査を行なっている。平成 19 年度には天下り団体へ国から 12 兆 1,000 億円もの税金が使われたとの調査もある。まずは天下り団体への支出を整理し、そこから防衛費や少子化財源を捻出すべきと考えるが、現在、国から天下り団体へ支出される予算がいくらか官房長官に伺う。

さらに国土交通省 OB 天下りでも問題になっている「省庁 OB による天下り斡旋」は天下り規制法の抜け穴とされ法改正し禁止すべきではないか。

●異次元の少子化対策（永岡文科大臣、小倉少子化担当大臣）

岸田政権は学校給食無償化と言いながら、私が永岡文科大臣に学校給食無償化の実施時期、対象、財源を質問しても全く未定で本当に実施するののかも明言しない。選挙向けパフォーマンスに終わらせないためにも、我々立憲民主党と日本維新の会は共同で給食費無償化法案を国会に出しておりこれを審議し賛成頂くか、投票日までに給食無償化の実施時期、対象、財源をきちんと明言してもらいたい。（永岡文科大臣）

また発足したこども家庭庁の渡辺由美子長官は就任会見で財源について「社会保険料だけでなく税も選択肢」との発言をされた。

小倉少子化担当大臣、異次元の少子化対策の財源は社会保険料だけで賄う場合は一人当たり年間約 10 万円の負担増となりうるが、今後政府として増税も含めて財源の議論を行うのか（小倉少子化担当大臣）。

●旧統一教会（永岡文科大臣）

山上容疑者、木村容疑者ともいかなる理由であれ暴力による選挙妨害・首相襲撃は決して許されない。

旧統一教会に関しての焦点は、史上初めての質問権行使を決断しこれまで 5 回に及び行使してきた永岡文部科学大臣が来週 25 日の回答期限後に今度こそ旧統一教会への解散命令請求を行うかどうかだ。もし解散命令請求を行わなかった場合、旧統一教会にお墨付きを与えたとの不満から山上容疑者らの模倣犯が重ねて出てくる懸念があり、それは絶対に防ぐべきではないか。

最大の被害防止策が旧統一教会への解散命令であると被害者や全国弁護団も言われている。来月 7 日には旧統一教会の韓国での合同結婚式に数万人規模で巨額の献金が国内から持ち出され、被害救済の原資が枯渇する事態も懸念されている。

旧統一教会への 5 回目の質問権行使への 25 日の回答期限以降、来月 7 日の合同結婚式より前に、我々立憲民主党や野党から強く求めてきた解散命令請求を永岡大臣、今度こそはご決断いただきたい。

●日本語教育機関認定法案

（永岡文科大臣）

現在、出入国管理法の改正案の審議も衆議院において行われているところであるが、我が国に在留する外国人の数は急激に増加しており、それに伴い、日本語学習者や日本語教育機関も増加し、日本語学習ニーズの多様化も進んでいるとされる。日本語教育の機会及び環境の質的・量的な充実が求められる中、本法律案によって創設される制度は、日本語教育の質的充実施策全体の中でどのように位置付けられるのか。また、日本語教育の機会及び環境の量的充実も必要であるが、量的充実についてはどのように取り組んでいくのか、文部科学大臣に伺う。

（斎藤法務大臣、永岡文科大臣）

本法律案が提出される背景には、福岡市の日本語学校で留学生を鎖で拘束するなど人権侵害としか言いようのない行為が行われた事案などもあったと聞く。このような極端な例はごくわずかだとは思いますが、入管収容施設で亡くなられたウィシュマさんのような事案もあり、我が国に来てくれた外国人がこのような扱いを受けることは今後二度とあってはならない。これまで法務省はいったん告示した日本語学校の状態をどのように把握してきたのか、そして、なぜ告示を受けた日本語学校においてこのようなことが起きたのか、法務大臣に伺う。併せて、本法律案により、日本語学校が

文部科学省の所管となった後には、このような言語道断の事態は当然起こらないもの
と考えるが、文部科学大臣の認識と決意を伺う。

●日本語教室の空白地域について

(永岡文科大臣)

「日本語教育推進法」においては、日本語教育推進の基本理念として、日本語教育を受ける機会の最大限の確保、水準の維持向上等が掲げられた上で、基本理念にのっとり国、地方公共団体及び事業主の責務が規定されている。

しかし、文化庁の調査によれば、地域における日本語教育が実施されていない「日本語教室空白地域」が、全国の市区町村のうち約46%に当たる877市区町村あることが明らかとなった。私の地元の岡山県倉敷市には5つの日本語教室があるが、働いている人が通いやすい夜に開催している日本語教室は1か所のみ、しかも火曜日と水曜日の平日2日のみである。

文化庁は空白地域を解消するための予算事業等も行っているが、基本理念に日本語教育を受ける機会の最大限の確保等を掲げながら、依然として多くの空白地域が残る現状をいかに分析しているか。今後、空白地域の解消に向けて、国としていかに地方公共団体との連携・協力等を図っていくのか、文部科学大臣に伺う。

●国・地方公共団体による支援について

(永岡文科大臣)

国や地方公共団体による財政面を含めた十分な支援が行われない限り、日本語教育機関が認定を受けることや日本語教員が国家資格化されることは、現在の日本語教育機関や日本語教師にとってハードルが上がるのみである。認定日本語教育機関や登録日本語教員による日本語教育が、地方も含めて幅広く行われるよう、財政的な支援を含め、国や地方公共団体が積極的な支援を行うべきだと考えるがいかがか。また、国は、本法律案を契機として地方公共団体への支援の更なる充実を図ることは考えているのか、文部科学大臣に伺う。

(永岡文科大臣)

留学生のみならず、就労者や生活者に対する日本語教育が課題となっている。商工会議所の調査によれば、外国人材を受け入れる際の課題として、日本語による円滑なコミュニケーションが困難であることを挙げる企業が約半数を占めたとのことであるが、生活面でのサポートを挙げる企業も4割近くに上ったとのことである。そもそも人手不足を理由に外国人材を受け入れている事業主では、言葉の面倒までみることは

困難であり、仕事の上で必要な日本語教育は事業主が行うとしても、生活の上で必要な日本語教育は、国や地方公共団体が責任を持って行うべきだと考えるが、文部科学大臣の見解を伺う。

●地域におけるボランティアについて

(永岡文科大臣)

文化庁の調査によれば、日本語教育に従事する者について、法務省告示機関、大学機関ではほぼ 100%が報酬を受ける常勤・非常勤の日本語教師である一方、地域における就労者や生活者の日本語教育を担っている国際交流協会等では約 9 割がボランティアであることが明らかとなっている。このように、ボランティアに依存した現在の日本語教育の状況について、国はどのように分析しているか。

また、地域の日本語教育を担っている国際交流協会等が日本語教育機関の認定を受けた場合、登録日本語教員の資格を取得しないボランティアの活躍の場が狭まるおそれがある。一方で、これらの機関が日本語教育機関の認定を受けない場合は、当該機関においては引き続きボランティアが日本語教育を主に担っていくことになると考えられる。地域における日本語教育において、ボランティアの活躍による地域の多文化共生社会の実現と、登録日本語教員という国家資格化による質の向上とを、どのようにして両立していくべきか、文部科学大臣の見解を伺う。

●他省庁との連携について

(永岡文科大臣、斎藤法務大臣)

本法律案では、文部科学大臣に対して、認定の基準を定めるときにあらかじめ法務大臣と協議することが義務付けられるとともに、関係行政機関の長に対して認定日本語教育機関における日本語教育の適正かつ確実な実施のための連携・協力が義務付けられているが、具体的にどのような連携・協力を考えているのか、文部科学大臣に伺う。また、仮に本法律案が成立した後には、これまでの出入国管理政策に変更が生じるのか、法務大臣に伺う。

●登録日本語教員について

(永岡文科大臣)

昨今、全国的に学校の教師不足が深刻化している。教師不足の背景には、長時間労働にもかかわらず残業代は支払われない定額働かせ放題のブラック職場とも言われる教員の過酷な勤務実態があるとも言われている。このように学校の教員すら不足する状況下にあつて、いわんや優秀な日本語教師を確保することは容易でない。

これまで、留学生を受け入れる機関からは、専門性を有する日本語教師の確保に苦慮しているとの指摘や、日本語教師の処遇について、年収や、雇用単価等において、専門性が評価されておらず厳しい状況にある等の指摘がされているが、日本語教師の平均年収はどの程度なのか、また、本法律案により、日本語教師が「登録日本語教員」として国家資格化されることで、給与増などの待遇改善につながると考えているか。

一方で、学校の教員採用試験の倍率が過去最低を記録する中、国家資格化されることにより日本語教師になるためのハードルが上がり、日本語教師の志望者が減少することも懸念されるが、文部科学大臣の見解を伺う。

●指定試験機関について

(永岡文科大臣)

本法律案では、登録日本語教師になるための日本語教員試験について、文部科学大臣が「指定試験機関」にその実施に関する事務を行わせることができるものとされている。一定の要件を満たす一般社団法人又は一般財団法人のうち1機関を指定するとされているが、この「指定試験機関」の仕組みが悪用され、日本語教育に関連する省庁の新たな天下り先になるようなことがあってはならない。指定に当たっての要件、役員の選任と解任についてはどのような手続きがとられるのか、文部科学大臣に伺う。

●文部科学省の実施体制について

(永岡文科大臣)

法務省告示校は、令和5年2月現在 833校あり、新型コロナウイルス感染症に関する水際対策が強化される前には毎年約100校から新規に設置申請が行われていた。また、文化庁の調査によると、法務省告示校を含む日本語教育実施機関は令和3年で2,500以上となっている。

本法律案の附則による文部科学省設置法の改正により、現在、文化庁の所掌事務である「外国人に対する日本語教育に関すること」が、文部科学省本省の所掌へと移されることになるが、2,500校を超える日本語教育実施機関の一定数が認定日本語教育機関に移行していくに当たって、文部科学省本省ではどのような人員・体制で認定を行い、問題校を含めた指導・監督に当たることを考えているのか。その人員・体制で、実効的な措置を行えるのか、文部科学大臣に伺う。

以上、委員会審議に先立ち日本語教育機関認定に関わる論点ならびに天下り改革、異次元の少子化対策、旧統一教会への解散命令請求など検討でなく決断と実行を強く求め私の質問を終わります。